

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第35号

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則

香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教授会) 第2条 略	(教授会) 第2条 略
(研究科委員会) <u>第3条 大学院の保健医療学研究科（以下「研究科」という。）に、重要な事項を審議するため、研究科委員会を置く。</u> 2 研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が定める。	
(事務局等) 第4条 略	(事務局等) 第3条 略
(分掌事務) <u>第5条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(9) 略 (10) 教授会及び <u>研究科委員会</u> に関すること。 (11) 略 (12) 学生の入学、休学、退学、転学、復学、卒業、修了、懲戒その他学生の身分に関すること。 (13)～(21) 略 (22) 在学証明書、成績証明書、卒業証明書、修了証明書等の発行に関すること。 (23)・(24) 略 2 略	(分掌事務) <u>第4条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(9) 略 (10) 教授会に関すること。 (11)～(24) 略 (12) 学生の入学、休学、退学、転学、復学、卒業、懲戒その他学生の身分に関すること。 (13)～(21) 略 (22) 在学証明書、成績証明書、卒業証明書等の発行に関すること。 (23)・(24) 略 2 略
(職員)	(職員)

第6条 大学に、次の職員を置く。

(1)～(4) 略

(5) 助教

(6)～(8) 略

2 大学に、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、学科長及び教養部長を置き、それぞれ教授をもって充てる。

3・4 略

(職務)

第7条 略

2 略

3 研究科長は、上司の命を受けて、研究科に属する事務を掌理し、研究科に属する職員を指揮監督する。

4～11 略

(学生定員等)

第8条 略

2 研究科に置く専攻は、保健医療学専攻とする。

3 略

第9条～第15条 略

第5条 大学に、次の職員を置く。

(1)～(4) 略

(5)～(7) 略

2 大学に、副学長、学生部長、図書館長、学科長及び教養部長を置き、それぞれ教授をもって充てる。

3・4 略

(職務)

第6条 略

2 略

3～10 略

(学生定員等)

第7条 略

2 大学院の保健医療学研究科に置く専攻は、保健医療学専攻とする。

3 略

第8条～第14条 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。